

令和6年2月市議会 総務委員会資料  
第23号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

【目次】

(福祉部)	
1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等 . . . . .	P 2～ 3
(建築部)	
2 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等 . . . . .	P 4～ 5
(中央総合事務所)	
3 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等 . . . . .	P 6～ 8
(消防局)	
4 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等 . . . . .	P 9～10
長崎市手数料条例新旧対照表 . . . . .	P11～20

企画財政部  
福祉部  
建築部  
中央総合事務所  
消防局

令和6年2月

## 1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

### (1) 改正理由

平成24年4月1日に施行された介護保険法の改正前に指定を受けていた介護療養型医療施設については、令和6年3月31日までの間、改正前の介護保険法の規定は、なおその効力を有するものとされていたが、経過措置期間が令和6年3月31日で終了することから、介護療養型医療施設の指定申請、指定更新申請及び指定変更申請の手数料の定めを削除するもの。

### (2) 介護療養型医療施設の概要

介護療養型医療施設とは、療養病床を有する病院又は診療所であって、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を提供する施設

### (3) 介護療養型医療施設に係る法改正の概要

- ・平成18年6月公布 介護保険法の一部改正  
医療保険制度改革の中で、患者の状態に応じた療養病床の介護老人保健施設等への転換を促進し、医療の必要性の高い者は医療療養病床で、介護の必要性の高い者は介護老人保健施設等に対応することとされ、介護療養型医療施設は平成23年度末で廃止することとされた。
- ・平成23年6月公布 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正  
介護老人保健施設等への転換が進んでいない状況を踏まえ、介護療養型医療施設の廃止期限を平成29年度末まで延長することとされた。
- ・平成29年6月公布 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正  
介護療養型医療施設の廃止期限を令和5年度末までさらに6年延長することとされた。

### (4) 改正内容

次の3項目の手数料の規定を削除する。【別表第1(250)・(253)・(254)関係】

手数料の種類	金額
指定介護療養型医療施設指定申請手数料	36,000円
指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	17,000円
指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料	14,000円

### (5) 施行期日

令和6年4月1日

## 2 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

### (1) 改正理由

- ア 建築基準法の一部が改正され、既存建築物の大規模修繕等における接道義務及び道路内建築制限の適用除外に係る手続が創設されたことに伴い、当該手続に係る建築認定申請の手数料の額を定めたいのと、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請及び道路内における建築認定申請に係る手数料の額を改定したい。
- イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要がある。

### (2) 改正内容

- ア 既存不適格建築物の大規模修繕等における接道義務の適用除外に係る認定審査業務等の手数料の額を定め、既存の審査業務のうち建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料及び道路内における建築認定申請手数料の額を改定するもの。

【別表第1(157)・(160)関係】

手数料の種類	金額 (改正案)	金額 (現 行)	根拠となる法令等
(ア) 既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	2万6,000円	[新設]	建築基準法施行令第137条の12第6項
(イ) 既存建築物の大規模修繕等に係る道路内における建築認定申請手数料	2万6,000円	[新設]	建築基準法施行令第137条の12第7項
(ウ) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	2万6,000円	2万7,000円	建築基準法第43条第2項第1号
(エ) 道路内における建築認定申請手数料	2万6,000円	2万7,000円	建築基準法第44条第1項第3号

## 現状・改正主旨

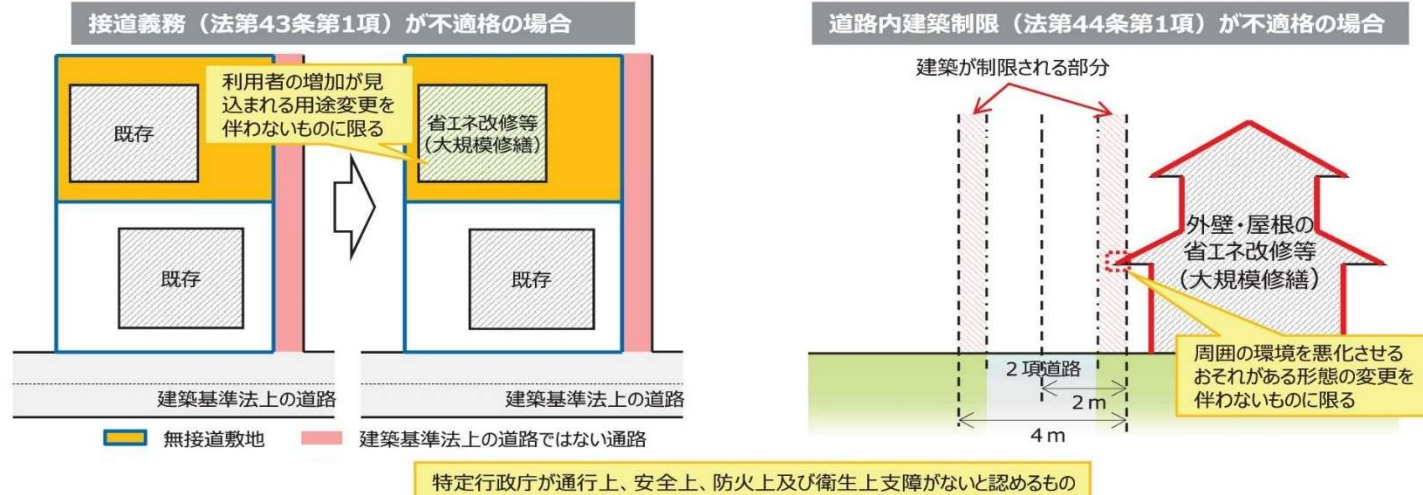
- 接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、大規模修繕等となる省エネ改修等を行う場合には現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修等自体を断念せざるを得ない。

## 改正概要

- 既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化

現行	増改築、大規模修繕等の際は現行基準適合が必要	改正後	政令で定める範囲内において大規模修繕等をする場合には、現行基準を適用しない
----	------------------------	-----	---------------------------------------

＜政令で定める範囲のイメージ【令第137条の12第6項・第7項】＞



イ 法律名の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料中の規定を整理するもの

【別表第1(216)関係】

改正案	改正前
建築物のエネルギー消費性能の向上 <u>等</u> に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

### (3) 施行期日

令和6年4月1日

### 3 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

#### (1) 改正概要

##### ア 背景

令和4年10月から導入している長崎市電子申請サービス(※1)に、新たにオンライン決済機能が追加されることに伴い、戸籍、住民票、印鑑登録証明書等のオンライン申請を開始し、市民サービスの向上を図る。

##### イ 改正理由

長崎市電子申請サービスを使用した印鑑登録証明書のオンライン申請を開始するにあたり、当該印鑑登録証明書の郵送による交付手数料を定めるもの。

※1 長崎市電子申請サービスとは、市役所の窓口に行くことなく、インターネットを利用してオンラインで長崎市への各種申請等を行える仕組み。

## ウ 改正内容

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例第3条第1項（※2）の規定により、長崎市電子申請サービスを使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、当該印鑑登録証明書を本人あて郵送する必要があるため、現行の「窓口交付」「コンビニ交付」に加え、「郵送交付」による手数料を定める。【別表第1(12) 関係】

～印鑑登録証明書の交付申請方法等～

No.	1	2	3	4
申請方法	窓口	窓口	コンビニ (多機能端末機)	オンライン (パソコン、スマートフォン)
申請者	印鑑登録者本人 又は代理人	印鑑登録者本人	印鑑登録者本人	印鑑登録者本人
必要なもの	印鑑登録証	マイナンバーカード	マイナンバーカード	マイナンバーカード
交付方法	窓口	窓口	多機能端末機	<b>郵送</b> (送料本人負担)
手数料	300円	300円	200円	<b>300円</b>

※2 長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が別に定めるところにより、市の機関等が別に定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

## (2) 施行期日

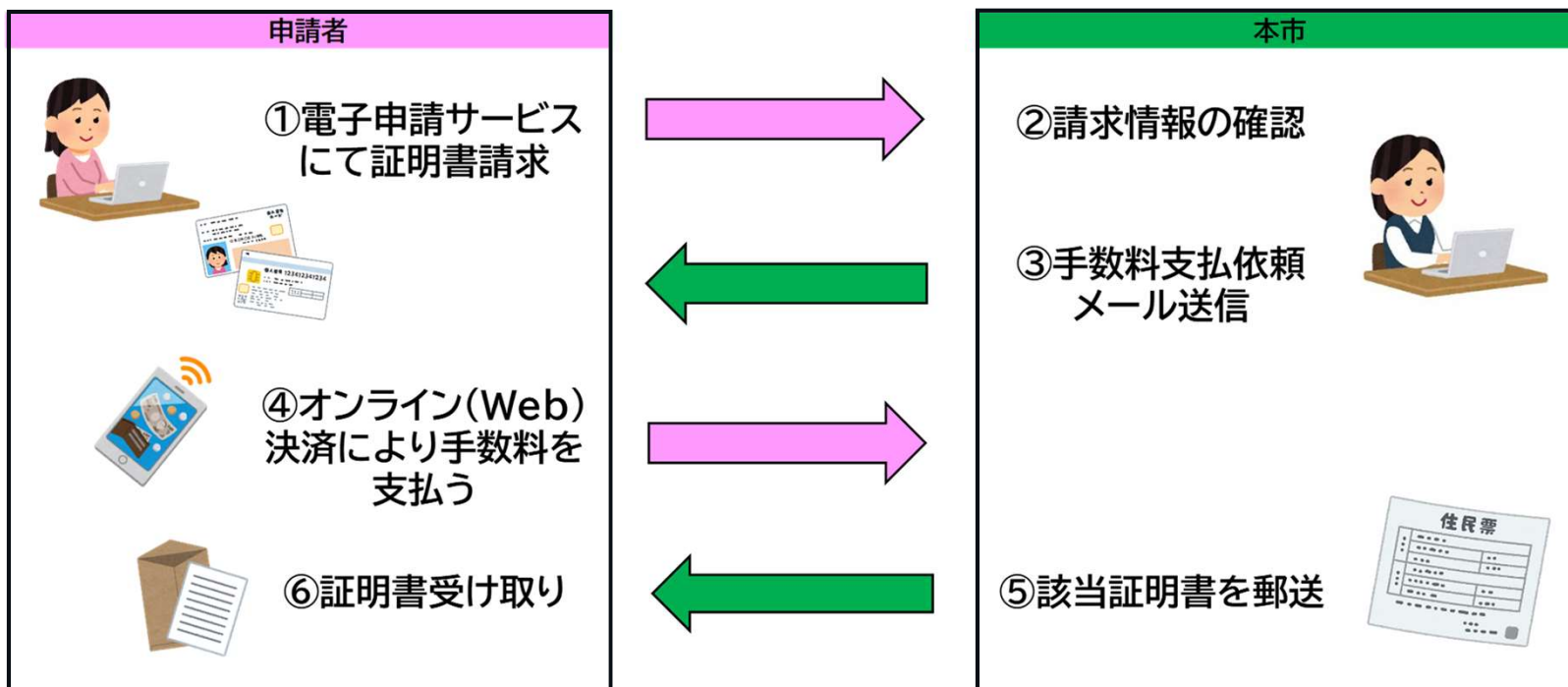
令和6年9月2日

### (3) 【参考】オンライン申請の概要

#### 対象証明書

戸籍、住民票、印鑑登録証明書、税証明書 など

#### 申請の流れ





## 4 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等


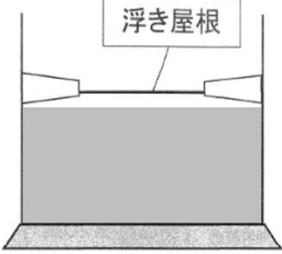

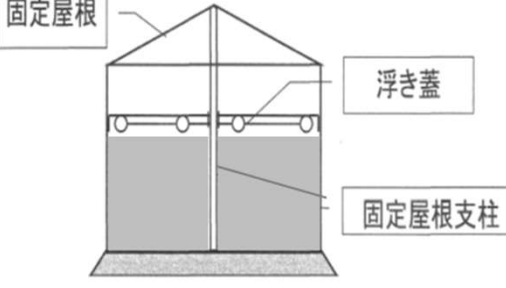
### (1) 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の事務に係る手数料の額を政令と同様に改定するもの。

### (2) 改正概要

屋外貯蔵タンクにおける浮き屋根の安全対策強化に伴う審査項目の増加及び物価上昇の影響により政令の一部が改正され、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の事務に係る手数料の標準額が引き上げられることから、本市における手数料についても同額とするもの。

### (3) 用語の説明

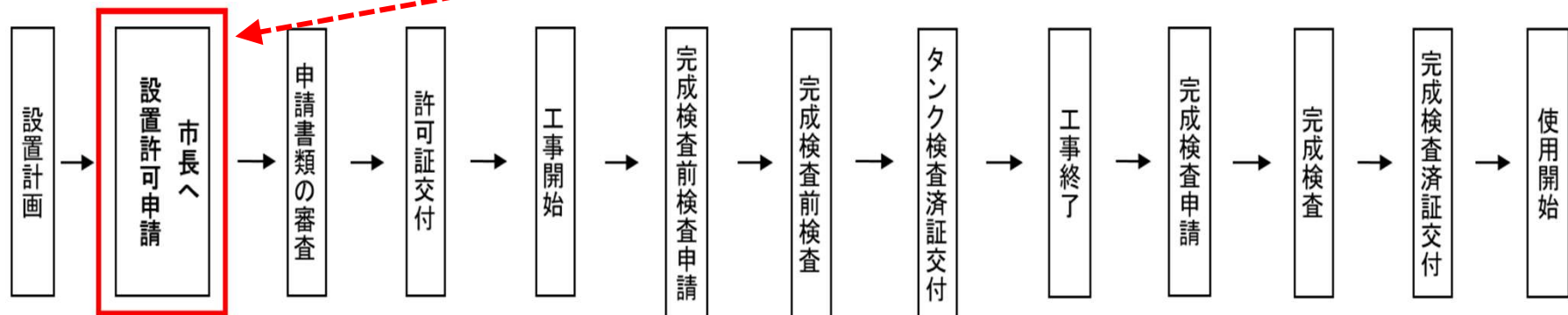
区 分	外 観	断 面 図	概 要	長崎市の 現 状
<p>浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的大型のタンクに多く見られる。</li> <li>・液面に鋼製の落とし蓋を浮かべた構造。</li> <li>・貯蔵物の増減に伴い浮き屋根が上下するため、屋根と貯蔵物の空間が少なく、揮発性が高い危険物を貯蔵するのに用いられる。</li> </ul>	<p>該当タンク なし</p>
<p>浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所に固定屋根が取り付けられた構造。</li> <li>・貯蔵物の揮発を抑え、雨水が侵入しにくい特徴がある。</li> </ul>	

#### (4) 改正内容

長崎市手数料条例別表第2中、(5)カにおける手数料の金額を次のとおり改正する。

手数料の種類	区 分 (危険物の貯蔵最大数量)	金 額 (改正後)	金 額 (改正前)	差 額 (改正後－改正前)	
(5) 製造所等設置許可 申請手数料	カ 浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所 及び 浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所	1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	145 万円	118 万円	27 万円増
		5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満	172 万円	141 万円	31 万円増
		1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満	192 万円	159 万円	33 万円増
		5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満	236 万円	195 万円	41 万円増
		10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満	274 万円	227 万円	47 万円増
		20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満	564 万円	455 万円	109 万円増
		30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満	724 万円	582 万円	142 万円増
		40 万キロリットル以上	879 万円	707 万円	172 万円増

#### (5) 設置許可申請に係る事務の流れ



#### (6) 施行期日

令和6年4月1日

長崎市手数料条例（平成12年長崎市条例第6号）新旧対照表

改正後（R6.4.1）	改正前
<p>○長崎市手数料条例 （趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p>（手数料の種類及び額）</p> <p>第2条 手数料（次項に規定するものを除く。）は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 別表第1 <u>第240号</u>の手数料の件数は、1所有者からのその所有する犬又はねこの引取りについて、成犬又は成ねこ（生後91日以上<small>の犬又はねこをいう。以下同じ。</small>）にあつては1頭又は1匹ごとに、子犬又は子ねこ（生後90日以下<small>の犬又はねこをいう。以下同じ。</small>）にあつては10頭又は10匹までごとに1件とする。</p> <p>第4条～第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1 <u>第212号、第213号、第218号及び第219号</u>に掲げる手数料は、市長が別に定めるときに該当する場合は、市長が別に定める額の手数料を返還する。</p>	<p>○長崎市手数料条例 （趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p>（手数料の種類及び額）</p> <p>第2条 手数料（次項に規定するものを除く。）は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 別表第1 <u>第238号</u>の手数料の件数は、1所有者からのその所有する犬又はねこの引取りについて、成犬又は成ねこ（生後91日以上<small>の犬又はねこをいう。以下同じ。</small>）にあつては1頭又は1匹ごとに、子犬又は子ねこ（生後90日以下<small>の犬又はねこをいう。以下同じ。</small>）にあつては10頭又は10匹までごとに1件とする。</p> <p>第4条～第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1 <u>第210号、第211号、第216号及び第217号</u>に掲げる手数料は、市長が別に定めるときに該当する場合は、市長が別に定める額の手数料を返還する。</p>

別表第一					別表第一				
手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等	手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(1)～(156)	(略)				(1)～(156)	(略)			
(157) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料		1件	<u>2万</u> <u>6,000</u>	建築基準法第43条第2項第1号	(157) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料		1件	<u>2万</u> <u>7,000</u>	建築基準法第43条第2項第1号
(158)～(159)	(略)				(158)～(159)	(略)			
(160) 道路内における建築認定申請手数料		1件	<u>2万</u> <u>6,000</u>	建築基準法第44条第1項第3号	(160) 道路内における建築認定申請手数料		1件	<u>2万</u> <u>7,000</u>	建築基準法第44条第1項第3号
(161)～(206)	(略)				(161)～(206)	(略)			
(207) <u>既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係の建築認定申請手数料</u>		<u>1件</u>	<u>2万</u> <u>6,000</u>	<u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項</u>	<u>(新規)</u>				
(208) <u>既存建築物の大規模修繕等に係る道路内</u>		<u>1件</u>	<u>2万</u> <u>6,000</u>	<u>建築基準法施行令第137条の12第7</u>	<u>(新規)</u>				

<u>における建築認定申請手数料</u>						<u>項</u>									
<u>(209)～(217)</u>		(略)						<u>(207)～(215)</u>		(略)					
<u>(218)</u>	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	ア 都	(ア) 一戸建て住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下「低炭素化促進法」という。)	a 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下	1件	3万3,500	低炭素化促進法第53条第1項	<u>(216)</u>	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	ア 都	(ア) 一戸建て住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下「低炭素化促進法」という。)	a 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下	1件	3万3,500	低炭素化促進法第53条第1項



する登録 住宅性能 評価機関 が当該計 画が建築 物省エネ 法第35条	b 共同住宅等で 評価手法が性能 基準の場合は、当 該共同住宅等の 床面積の合計に 応じ、次に掲げる 区分		
第1項各号 に掲げる 基準に適 合してい ることを 証する書 類（以下 この号か ら第225号 までにお いて「適 合証」と いう。） 又は性能 評価書の 添付があ るもの （ウ）	(a) 300平方メ ートル未満のも の (b) 300平方メ ートル以上2,000 平方メートル未 満のもの (c) 2,000平方 メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの (d) 5,000平方 メートル以上の もの	1件	9,200  1万 9,700 4万 3,900 7万 8,700

する登録 住宅性能 評価機関 が当該計 画が建築 物省エネ 法第35条	b 共同住宅等で 評価手法が性能 基準の場合は、 当該共同住宅等 の床面積の合計 に応じ、次に掲 げる区分		
第1項各号 に掲げる 基準に適 合してい ることを 証する書 類（以下 この号か ら第223号 までにお いて「適 合証」と いう。） 又は性能 評価書の 添付があ るもの （ウ）	(a) 300平方メ ートル未満のも の (b) 300平方メ ートル以上2,000 平方メートル未 満のもの (c) 2,000平方 メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの (d) 5,000平方 メートル以上の もの	1件	9,200  1万 9,700 4万 3,900 7万 8,700

		、(オ) 又は (キ)に 掲げる場 合を除 く。)							
		(イ)～ (ケ)	(略)	(略)	(略)				
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
<u>(223)～(251)</u>									
<u>(削除)</u>									
<u>(252)～(253)</u>		(略)							
		、(オ) 又は (キ)に 掲げる場 合を除 く。)							
		(イ)～ (ケ)	(略)	(略)	(略)				
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
<u>(221)～(249)</u>		(略)							
<u>(250) 指定介護療 養型医療施設指定 申請手数料</u>		(略)				1件	3万 6,000	健康保険法等 の一部を改正 する法律(平 成18年法律第 83号)附則第 130条の2第1項 の規定により なおその効力 を有するもの とされた同法 第26条の規定 による改正前 の介護保険法 (以下「旧介 護保険法」と いう。)第107 条第1項	
<u>(251)～(252)</u>		(略)							



(削除)				
(削除)				
(254)～(264)				

(253) 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	(略)	1件	1万7,000	旧介護保険法第107条の2第1項
(254) 指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料		1件	1万4,000	旧介護保険法第108条第1項
(255)～(265)	(略)			

別表第2（第2条関係）

手数料の種類	区分		単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(1)～(4)	(略)				
(5) 製造所等設置許可申請手数料	ア～オ (略)				消防法第11条第1項前段
	カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	145万	

別表第2（第2条関係）

手数料の種類	区分		単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(1)～(4)	(略)				
(5) 製造所等設置許可申請手数料	ア～オ (略)				消防法第11条第1項前段
	カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	118万	

危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1 件	<u>172万</u>
危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>192万</u>
危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>236万</u>
危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>274万</u>
危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>564万</u>

危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1 件	<u>141万</u>
危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>159万</u>
危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>195万</u>
危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>227万</u>
危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>455万</u>

		危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>724万</u>	
		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上	1 件	<u>879万</u>	
	キ～テ (略)				
(6)～(45)	(略)				

		危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>582万</u>	
		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上	1 件	<u>707万</u>	
	キ～テ (略)				
(6)～(45)	(略)				

長崎市手数料条例（平成12年長崎市条例第6号）新旧対照表

改正後（R6.9.2）					改正前				
○長崎市手数料条例 別表第1（第2条関係）					○長崎市手数料条例 別表第1（第2条関係）				
手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象 事務の根拠と なる法令等	手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象 事務の根拠と なる法令等
(12) 印鑑に関する 証明手数料	窓口 <u>又は郵送</u> で交付するもの	1件	300	<u>長崎市印鑑条 例第13条第1項</u>	(12) 印鑑に関する 証明手数料	窓口で交付するもの	1件	300	<u>長崎市印鑑条 例第13条第1項 又は長崎市認 可地縁団体印 鑑条例（平成 11年長崎市条 例第33号）第 10条第1項</u>
	多機能端末機で交付するもの	1件	200			多機能端末機で交付するもの	1件	200	<u>長崎市印鑑条 例第13条第1項</u>
<u>(13) 認可地縁団 体の印鑑に関する証 明手数料</u>		<u>1件</u>	<u>300</u>	<u>長崎市認可地 縁団体印鑑条 例（平成11年 長崎市条例第 33号）第10条 第1項</u>	(13) 削除				